

〔33〕 近親婚の禁止に該当する事実上の婚姻関係において、妻がなした遺族厚生年金の請求を肯定した事例

【事案の概要】

近親婚の禁止に該当する叔父と姪との間での事実上の婚姻が営まれていたが、事実上の夫である叔父が死亡したので、事実上の妻である姪が遺族厚生年金を請求したところ、遺族の範囲に含まれないとして不受給とされたため、遺族厚生年金の受給資格を争ったところ、「近親者間における内縁関係は、一般的に反倫理性、反公益性の大きい関係」としつつも、「近親者間における婚姻を禁止すべき公益的要請よりも遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという法の目的を優先させるべき特段の事情がある」として姪の受給資格を認めた。

(最判平19・3・8民集61・2・518)

【事実経過】

- ① 原告は、〇〇県〇〇郡〇〇に生まれ、中学2年の時から同県〇〇郡〇〇町において、父、母、弟及び妹と共に生活していた。Aは、同県〇〇郡〇〇町に、原告の父方の祖父D（Aにとっては父）、同祖母G、Aの弟、妹と共に生活していた。両家は、いずれも農家であった。
- ② 原告は、父の実家を時々訪れることがあったため、Aと面識はあったが、父の実家以外の場所でAに会ったことはほとんどなく、夫婦としての生活をはじめるまでに、同人と同一住居に居住したことはなかった。
- ③ Aは、昭和30年11月24日、C（原告の母のいとこに当たる。）と婚姻し、両名の間には、同年12月12日、長女Bが生まれたが、Cは、

それ以降も原告ら家族はそれまでと変わらずに仲良く暮らした。

- ①⑥ Aの葬式に際し、原告はAの妻として挨拶を行う等、結婚生活をはじめた当初から、Aが死亡するまで、事実上の妻としての役割を果たして生活してきた。Aは、原告ら家族の生活の安定のために、長年にわたり厚生年金の保険料を納付し、原告に対しても、自分が先に死亡した場合には、バッグに年金に関する手続の仕方を記したものが入っているから、よく見て手続をするようにと常に言い聞かせていたため、原告は、Aの死亡後、本件裁定請求をした。
- ①⑦ 原告は、平成13年10月19日付けで、遺族厚生年金の裁定請求をしたところ、被告は、同月31日付けで、「遺族の範囲に該当しないため。（近親婚にあたり、内縁の妻として認められないため。）厚生年金法第59条」として、本件不支給処分をした。
- ①⑧ 原告は、平成13年11月21日付けで、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対して審査請求をしたところ、同審査官は、同年12月7日付けで、同審査請求を棄却する旨の決定をした。
- ①⑨ 原告は、当該決定を不服として、平成13年12月12日付けで、社会保険審査会に対し、再審査請求をしたところ、同審査会は、平成14年5月31日付けで再審査請求を棄却する旨の裁決をしたため、原告は、同年8月19日受付の訴状により、本件訴えを提起した。
- ②⑩ 第一審は原告の請求を認容したが、控訴審は原判決を取り消して被控訴人（第一審原告）の請求を棄却したため、被控訴人が上告した。

### 【裁判所の判断】

- (1) 厚生年金保険法は、遺族厚生年金の支給を受けることができる遺族の範囲について、被保険者又は被保険者であった者（以下、併せて「被保険者等」という。）の配偶者等であって、被保険者等の死

亡の当時その者によって生計を維持していたものとし（59条1項本文）、上記配偶者について、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含むものと規定している（3条2項）。法が、このように、遺族厚生年金の支給を受けることができる地位を内縁の配偶者にも認めることとしたのは、労働者の死亡について保険給付を行い、その遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという法の目的にかんがみ、遺族厚生年金の受給権者である配偶者について、必ずしも民法上の配偶者の概念と同一のものとしなければならないものではなく、被保険者等との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者にこれを支給することが、遺族厚生年金の社会保障的な性格や法の上記目的にも適合すると考えられたことによるものと解される。

他方、厚生年金保険制度が政府の管掌する公的年金制度であり（法1条、2条）、被保険者及び事業主の意思にかかわらず強制的に徴収される保険料に国庫負担を加えた財源によって賄われていること（法80条、82条）を考慮すると、民法の定める婚姻法秩序に反するような内縁関係にある者まで、一般的に遺族厚生年金の支給を受けることができる配偶者に当たると解することはできない。

- (2) ところで、民法734条1項によって婚姻が禁止される近親者間の内縁関係は、時の経過ないし事情の変化によって婚姻障害事由が消滅ないし減退することがあり得ない性質のものである。しかも、上記近親者間で婚姻が禁止されるのは、社会倫理的配慮及び優生学的配慮という公益的要請を理由とするものであるから、上記近親者間における内縁関係は、一般的に反倫理性、反公益性の大きい関係といふべきである。殊に、直系血族間、二親等の傍系血族間の内縁関係は、我が国の現在の婚姻法秩序又は社会通念を前提とする限り、反倫理性、反公益性が極めて大きいと考えられるのであって、いか

## 解 説

## 1 問題の所在

本件は、近親婚の禁止に該当する叔父一姪間での事実上の婚姻が営まれていたが、事実上の夫が死亡したので、事実上の妻が遺族厚生年金を請求したところ、不受給とされたため、遺族厚生年金の受給資格が争われたものである。

## 2 本判決の位置づけ

本判決は、遺族厚生年金の受給資格について、法の目的は「労働者の死亡について保険給付を行い、その遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する」ことにあるため、「被保険者等との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者にこれを支給することが、遺族厚生年金の社会保障的な性格や法の上記目的にも適合すると考えられたことによるものと解される。」との一般論を展開して、近親婚の禁止に該当している場合にも遺族厚生年金の受給資格があるかのように論じる。

しかし、次には、厚生年金保険制度は公的年金制度であって、強制的徴収保険料に国庫負担を加えた財源によって賄われていることを考慮すると、「民法の定める婚姻法秩序に反するような内縁関係にある者まで、一般的に遺族厚生年金の支給を受けることができる配偶者に当たると解することはできない」とし、「民法734条1項によって婚姻が禁止される近親者間の内縁関係は、時の経過ないし事情の変化によって婚姻障害事由が消滅ないし減退することがあり得ない性質のもの」であって、「近親者間で婚姻が禁止されるのは、社会倫理的配慮及び優生学的配慮という公益的要請を理由とするもの」であるから、三親等の傍系血族間の内縁関係も、反倫理性、反公益性という観点からみれば、基本的には保護される配偶者には当たらないというべきであるとされている。

## 第3 婚姻意思を有していない又は婚姻意思不明の場合

### 1 不当解消

[49] 婚姻予約に基づく同居解消後、一方が他方に関係復活を求めたが拒絶されたことに対する損害賠償請求を棄却した事例

#### 【事案の概要】

当初は婚姻予約によって同居していた当事者が同居生活を解消した後、一方当事者が他方当事者に関係の復活を求めたが拒絶されたことについて損害賠償が請求された事案において、「婚姻予約も契約である以上、その不当破棄については、債務不履行又は不法行為を構成するが、一般の契約と異なり、当事者の義務の内容は、絶対に結婚するというものではなく、結婚の成立に向けて誠実に努力するという道義的色彩の強いものであり、単にこれを解消したというだけでは責任は発生せず、飽くまで正当な理由のない破棄の場合に限り、責任を問われるものであると解される」として請求を棄却した。

(東京地判平28・7・13判タ1438・209)

#### 【事実経過】

- ① 控訴人は、昭和49年〇月〇〇日生まれの男性であり、被控訴人は、昭和41年〇〇月〇〇日生まれの女性である。
- ② 控訴人は、平成14年3月頃、路上ミュージシャンとして活動をしている際、同じく路上で音楽活動をしていた被控訴人と知り合い、交際を開始した。控訴人と被控訴人は、同年6月頃から、控訴人の母親

が所有するマンションにおいて同居を開始し、同年7月頃、婚姻予約をした。

- ③ 控訴人は、被控訴人と同居期間中である平成20年頃、被控訴人が本件マンションから家出をした際に、同人の不貞行為を疑い、自殺しようとしてアルコールや薬物を過剰摂取し、救急車で病院に搬送されたことがあった。
- ④ 被控訴人は、控訴人から「一度も一人暮らしをしたことがないから、一度苦勞を味わってみろ。」などと言われ、平成23年9月頃、控訴人に対し、「一人暮らしを経験してみる。」と告げてマンションを出て、控訴人との別居を開始した。
- ⑤ 控訴人と被控訴人は、別居後も連絡を取り合い、一緒に飲みに行ったり、相手の家を訪れたりしたこともあった。
- ⑥ 控訴人は、平成25年2月25日、被控訴人に対し、「もう、俺が誰と付き合おうとも関係ないだろ？」とのメールを送った。
- ⑦ 控訴人は、同年10月21日、被控訴人の出演するライブの会場を訪れ、被控訴人を呼び出し、話をするためライブハウスの外に同人を連れ出そうとしたところ、その様子を見て控訴人と被控訴人の間に止めに入ったライブハウスのオーナーとの間で、トラブルになった。その際、被控訴人は、控訴人に対し、「あんたなんか好きじゃない」などと言い、以後控訴人との関係を絶った。
- ⑧ 控訴人は、平成26年2月21日、被控訴人に対し、「これが最後、俺と結婚する？はいか、いいえで答えてね」とのメールを送り、被控訴人からの「○ちゃんとは もうつらいかも」との返信に対し、「はいと、いいえしか聞いてない」とメールを送ったところ、被控訴人は、控訴人に対し、「いいえだよ」とのメールを送った。
- ⑨ 控訴人は、被控訴人と婚姻予約し、約9年3か月間同居していたが、別居後被控訴人から関係を解消されたことについて内縁関係及び婚

婚姻予約が不当に破棄され、精神的損害を被ったとして、被控訴人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料140万円等の支払を求めて訴えを提起し、原審は、控訴人の請求を棄却したため、これを不服として、控訴人が控訴した。

### 【裁判所の判断】

現代においては、内縁（事実婚）とは、婚姻の社会的実体、すなわち、当事者間に社会観念上夫婦共同生活と認められるような関係を成立させようとする合意（主観的要件）があり、社会観念上夫婦共同生活と認められるような共同生活の事実（客観的要件）はあるが、婚姻届の出されていない男女関係を指すというべきである。そうすると、本件においては、控訴人及び被控訴人が婚姻届を提出しなかった又はできなかった理由は特段うかがわれず、社会観念上夫婦共同生活と認められるような関係を成立させようとする合意があったものとは認め難い。

控訴人と被控訴人の内縁関係は、両者が別居を開始した平成23年9月頃には、実質的に解消されていたというべきであり、被控訴人が平成25年10月21日に控訴人に対し「あんたなんか好きじゃない」などと述べて同人との関係を絶ち、内縁関係の終了を伝えた行為は、その動機、方法等が社会通念上不当なものであったとは認められないから、不法行為を構成しないというべきである。

婚姻予約も契約である以上、その不当破棄については、債務不履行又は不法行為を構成するが、一般の契約と異なり、当事者の義務の内容は、絶対に結婚するというものではなく、結婚の成立に向けて誠実に努力するという道義的色彩の強いものであり、単にこれを解消したというだけでは責任は発生せず、飽くまで正当な理由のない破棄の場合に限り、責任を問われるものであると解される。

## 解 説

### 1 問題の所在

本件は、当初は婚姻予約によって同居していた当事者が、関係が破綻するような事情に基づいて同居生活を解消した後に、一方当事者が他方当事者に関係の復活を求めたところ、それを拒絶されたことについて内縁関係の不当破棄や婚姻予約の不履行として損害賠償が請求された事案である。

### 2 本判決の位置づけ

本判決は、本件当事者の関係につき、「控訴人及び被控訴人が婚姻届を提出しなかった又はできなかった理由は特段うかがわれず、社会観念上夫婦共同生活と認められるような関係を成立させようとする合意があったものとは認め難い」として、内縁関係とは認めなかった。

認定された事実に基づく限り、両当事者の婚姻意思は、同居生活の解消によって一旦黙示の合意によって撤回されたものと考えべきではないかと思われる。本判決が認定しているように、本件では関係継続の意思の合致は認められないというべきであり、内縁として保護するに値しないというべきであろう。

したがって、一方当事者が復縁を求めたとしても、他方当事者は受け入れるか拒絶するか自由があるのであって、復縁を拒絶したことは内縁関係の不当破棄にも婚姻予約の不履行にも該当せず、およそ不法行為を構成しないというべきであろう。本判決が認定した事実による限り、むしろ請求当事者の行動は、他方当事者に対するストーカー行為に近いようにも思われる。もしそうだとすれば、他方当事者の法的責任を肯定することは他方当事者の生命身体の安全を著しく害する危険性があるようにも思われる。



[52] 内縁関係解消による財産分与請求段階で相手方が死亡した場合、相続人に対する財産分与請求が認容された事例

**【事案の概要】**

申立人と相手方が同居して実質的に夫婦として長年生活していたところ、申立人は老後の不安から内縁関係を解消し、相手方に財産分与を請求したが、その後に相手方が死亡して相続人が審判手続を承継した事案において、相続人を相手に財産分与を求めることができるとした。

(大阪家審平23・7・27家月65・4・46)

**【事実経過】**

- ① 申立人は、昭和13年2月15日生の女性である。申立人には、これまで婚姻歴はない。亡Aは、大正15年11月11日生の男性である。
- ② 亡Aは、昭和26年11月28日にBと婚姻の届出をし、同人らの間に、C(死亡)、相手方D、相手方E及び相手方Fが生まれた。Bは、昭和52年7月22日に死亡した。亡Aには、以後、婚姻歴はない。
- ③ 亡Aは、住宅設備機器・金物・リビング用品・肥料等の販売を業とする〇〇社の創業者であり、同社の代表取締役であった。なお、現在の代表取締役は、相手方Eである。
- ④ 申立人と亡Aは、昭和55年ころに知り合い、その後、昭和57年ころから、亡A宅で同居して実質的に夫婦として生活するようになったが、婚姻の届出はしなかった。
- ⑤ 申立人は、当初は、〇〇社の従業員として勤務しながら家事を行っていたが、平成5年ころには仕事を辞め、専業主婦として家事や亡

Aの世話をを行うようになった。

- ⑥ 相手方Dは、平成18年7月ころから、亡A宅において亡A及び申立人と同居して生活するようになったが、申立人と相手方Dの関係が良好ではなかったために、申立人は、体力的に家事が負担となり、また、内縁の妻である自分の老後について不安を強めていった。申立人は、亡Aに相手方Dに対する不満を訴えたりしたが、亡Aは、相手方Dは自分の子どもでもあるから面倒をみてほしい旨述べるだけであった。
- ⑦ また、申立人は、亡Aに対し、いわゆる老々介護の状態とならないように以前から2人で有料老人ホームに入所することを提案していたが、亡Aは、自宅で生活することに執着していたため、この話を受け入れなかった。
- ⑧ 申立人は、平成18年7月29日、亡Aと同居していた亡A宅を出て、亡Aと別居して生活するようになった。
- ⑨ 相手方Eは、平成18年末ころ、申立人に対し、相手方E名義のマニションを亡Aからの財産分与の意味あいでも贈与する旨の話をしたが、申立人は、最終的に、この話を受け入れなかった。
- ⑩ 申立人は、平成19年11月15日、当裁判所に内縁関係調整調停（当庁平成19年（家イ）第5697号）の申立てをしたが、同月23日にこれを取り下げた。
- ⑪ 申立人は、平成19年11月30日、当裁判所に、本件審判事件に先立つ財産分与調停（当庁平成19年（家イ）第5924号）の申立てをした。
- ⑫ 亡Aは、病気のために調停期日に出頭することができなかったことから、当庁家庭裁判所調査官は、平成20年2月1日、亡A宅を訪問し、相手方E立会の下に亡Aの面接調査を行った。亡Aは、その際、家庭裁判所調査官に対し、申立人に早く戻ってきて亡Aと同居してほしい、何が不満なのかわからない、やりたいことがあればできる

だけのことはする、早く帰ってきてほしい、夫婦としてこれまでのような生活を送ることは保障する、将来が不安というのであれば、長男Eに申立人の経済的な面での援助を約束させることもできる等述べた。

- ⑬ 相手方Eは、その後、亡Aの許可代理人として、調停期日に出席したが、合意には至らず、上記調停は、同年5月20日に不成立となり、本件審判手続に移行した。
- ⑭ 亡Aは、平成21年7月5日に死亡した。亡Aの法定相続人は、相手方ら3名であり、法定相続割合は、各3分の1である。相手方らは、その後、本件審判手続を受継した。

### 【裁判所の判断】

申立人と亡Aが内縁関係にあったことは上記認定のとおりであり、このことは、申立人が社会生活上「G川何子」と名乗り、冠婚葬祭や○商業連盟の行事にも亡Aの妻として出席していることや、亡Aが、死亡前に、当庁家庭裁判所調査官に対し、夫婦としてこれまでのような生活を送ることは保障する旨述べていることから認められるところである。

民法768条が定める財産分与請求権は、離婚の事実と夫婦財産の清算・離婚後の扶養・損害賠償のいずれかを成立させる事実が存在すれば当然に発生し、その具体的内容や額は、当事者の協議又は家庭裁判所の調停や審判によって定まるが、その相続性については、いわゆる清算的財産分与義務に関しては、それが財産的請求権であることに鑑みれば、その相続性を否定する理由はないから、財産分与の具体的内容が定まらないうちに分与義務者が死亡した場合は、財産分与義務は相続人全員に帰属し、請求権者は、相続人を相手方として財産分与の請求をすることができると解するのが相当である。そして、内縁関係

については、その夫婦としての実態を鑑みれば、できるだけ法律婚に準じて考えるのが相当であるから、義務者の生前に内縁が解消された場合には、民法768条の規定を準用すべきであり、したがって、内縁解消後に義務者が死亡した場合は、財産分与義務は相続人に相続され、権利者は、相続人を相手に財産分与を求めることができると解すべきである。

## 解 説

### 1 問題の所在

本件は、申立人と相手方が同居して実質的に夫婦として長年生活していたところ、申立人は老後の不安から内縁関係を解消し、相手方に財産分与を請求したが、財産分与の内容が具体化される前に相手方が死亡して相続人が審判手続を承継して死後分与と同様に否定されるべきと争った事案である。

### 2 本審判の位置づけ

本審判は、申立人と相手方との関係につき、申立人が社会生活上「G川何子」と名乗っていたこと、冠婚葬祭や○商業連盟の行事にも亡Aの妻として出席していること、亡Aが死亡前に家庭裁判所調査官に対して夫婦としてこれまでのような生活を送ることは保障する旨述べていることなどから、内縁関係にあったと判断している。確かに夫婦生活としての実体は備わっていたと思われるが、「老後の不安」を理由として関係を解消していることから、継続的な意思を有していたと評し得るかどうかは必ずしも定かではないようにも思われる。

内縁・事実婚関係に財産分与の規定を準用することに関しては、「義務者の生前に内縁が解消された場合には、民法768条の規定を準用す